

富山高岡広域都市計画地区計画の決定について  
(新開発第二地区地区計画)

(射水市決定)

射水市都市計画課

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（射水市決定）

都市計画新開発第二地区地区計画を次のように決定する。

名 称		新開発第二地区地区計画		
位 置		射水市新開発の一部		
面 積		約 1.9 ha		
地区計画の目標		<p>本地区は、市域のほぼ中心に位置し、周辺の都市計画道路は既に整備済みであり交通の利便性にも優れている。また、隣接して公園や文化施設も整備されている。</p> <p>本地区計画を定めることにより、周辺環境と調和を図り、地理的利便性を活かした土地利用を図ることを目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針		本地区の地理的利便性を活かし、公共施設の集積を図る。	
	建築物等の整備の方針		公共施設の集積を図るため、建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度を定めて建築物の規制を行う。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	新開発第二地区
			地区の面積	約 0.8 ha
		建築物等の用途の制限	以下に掲げる建築物以外は建築してはならない。 市庁舎及びこれに附属する建築物	
		建築物の容積率の最高限度	20 / 10	
		建築物の建ぺい率の最高限度	6 / 10 ただし、建築基準法第53条第3項第2号に該当する場合は7 / 10	

区域は計画図表示のとおり